

○大洗町介護人材研修費等助成事業実施要綱

(令和5年4月1日告示第311号)

(目的)

第1条 この要綱は、介護事業所等における計画的な介護人材の育成、確保及び定着を図るため、事業所等に勤務する者が受講した研修費用に対し、予算の範囲内において受講費用の一部を助成することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「研修」とは茨城県、茨城県が指定した法人等が主催するもので、次の各号に掲げる研修等をいう。

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験
- (2) 介護支援専門員実務研修
- (3) 介護支援専門員更新研修
- (4) 主任介護支援専門員研修
- (5) 主任介護支援専門員更新研修
- (6) 認知症介護実践リーダー研修
- (7) 認知症対応型サービス事業管理者研修

(助成対象者)

第3条 助成の対象となるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する町内に所在する事業所を有する法人等であって、次の各号の要件を全て満たす職員が受講した研修とする。

- (1) 研修の申請時点で6月以上の勤務実績があり、かつ引き続き勤務予定がある者。
- (2) 研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること。
- (3) 研修受講等に係る費用を完納していること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、第2条第1項第1号から第7号までに定める研修に係る受験手数料及び研修受講費用（受講料、実習費及び研修に係るテキスト代等）を合わせた経費を対象とする。ただし、職能団体等から当該受講料に係る助成の交付を受けている場合には、研修受講費用から当該助成を受けた額を控除するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に定める経費の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、大洗町介護人材研修費等助成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 研修受講費用が確認できる領収書の写し
- (3) 在職証明書（様式第2号）
- (4) 研修受講費用負担内訳書（様式第3号）
- (5) 振込先口座の口座名義及び口座番号が確認できる書類の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、大洗町介護人材研修費等助成事業助成金交付決定（却

- 下) 通知書兼支払通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 町長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。
(助成金の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。
(経理状況の報告等)

第9条 町長は、申請者に対し、必要に応じてその経理の状況を報告させ、または経理に関する帳簿その他の必要な書類の閲覧を求めることができる。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）
大洗町介護人材研修費等助成事業助成金交付申請書兼請求書
[別紙参照]

様式第2号（第6条関係）
在職証明書
[別紙参照]

様式第3号（第6条関係）
研修受講費用負担内訳書
[別紙参照]

様式第4号（第7条関係）
大洗町介護人材研修費等助成事業助成金交付決定（却下）通知書兼支払通知書
[別紙参照]